

消費者庁
任期付職員の募集について

消費者庁においては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号（以下「任期付職員法」という。））に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官（消費者庁取引対策課消費者取引対策官）

2. 職務内容

消費者庁取引対策課では、訪問販売、通信販売、連鎖販売取引等といった消費者トラブルを生じやすい特定の取引形態を対象として、消費者保護と健全な市場形成の観点から、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。）等の法律を活用し、取引の適正化を図っています。今回募集する職員は、消費者取引対策官（課長補佐級）として、取引対策課長を支えながら業務を行います。

具体的な業務としては、特定商取引法等の法律に関する法執行業務（事件調査及び行政処分に係る業務）等を行います。

3. 募集人員

1 名

4. 募集対象

以下の条件に該当する方

○次の職歴を有すること

- ・法曹資格を有し、2 年以上の実務経験を有すること

なお、以下に該当する方は、応募できません

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

・成年被後見人又は被保佐人

・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 採用形態

任期付職員法に基づき常勤の国家公務員として採用します。

6. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき支給します。

7. 身分

国家公務員

8. 雇用期間

採用日から 2 年間（更新もありえます）。採用時期は平成 30 年 4 月を予定（応相談）。

9. 勤務時間

原則として午前9時30分から午後6時15分（昼休み 1 時間を含む。土、日、祝日は除く。必要に応じて超過勤務あり）

年次休暇20日（年途中で新たに職員となった場合には、予定在職期間に応じて決定。20 日を限度に翌年に繰越可）、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇

10. 勤務地

消費者庁取引対策課（東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1 中央合同庁舎 4 号館 7 階）

11. 応募方法

(1) 提出書類

ア) 履歴書（市販の用紙で可、写真添付）

（高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。また、取得している資格や応募条件に合致する実績等があれば記入してください）

（※）「内閣府事務官（消費者庁取引対策課（消費者取引対策官）志望」と明記すること。

イ) 志望理由（A4 横書き 2,000 字以内）

ウ) 職務経歴書（これまでに従事したことがある職務の内容を具体的に記述したものの、A4 横書き）

※研究経験がある者は上記に加え研究業績（著書・論文等、A4 横書き）を添付することが望ましい。

※なお、応募書類は返却しません。（責任廃棄）

(2) 提出方法 郵送

(3) 提出先

〒100-6178 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館7階
消費者庁総務課人事係

(4) 提出締切り 平成30年2月28日（水）

※応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

1 2. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

書類審査(1次選考)の後、面接(2次選考)を行なうこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

1 3. 連絡先

(業務内容) 消費者庁取引対策課

電話 (03) 3507-9213

(勤務条件) 消費者庁総務課人事係

電話 (03) 3507-9152